

第2節 循環型社会の構築(廃棄物対策の推進)

1 ごみゼロ社会の実現

1-1 一般廃棄物の発生と処理の状況

(1) ごみの状況

平成25(2013)年度におけるごみ総排出量(注1)は659,431 tで1人あたりに換算すると986 g/人・日(注2)(注3)となっています。処理の内訳は図1-2-1のとおりであり、焼却処理が全体の62.6%を占め、埋立処理が全体の4.1%を占めています。なお、ごみのリサイクル率は30.4%となっています。

ごみ総排出量および1人1日あたりごみ排出量の推移は図1-2-2のとおりです。

図1-2-1 ごみ処理内訳(平成25年度)

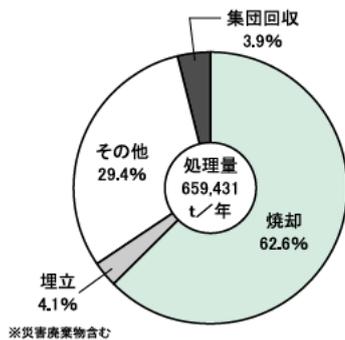
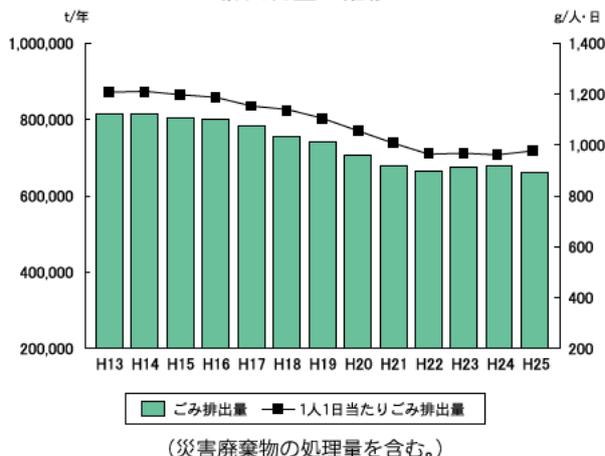


図1-2-2 ごみ排出量および1人1日あたりごみ排出量の推移



(2) し尿の状況

平成25(2013)年度における市町等で処理されたし尿等(浄化槽汚泥を含む。以下同じ)の

量は638,984 kLです。また処理の内訳は図1-2-3のとおりであり、し尿処理施設における処理が全体の約98%を占めています。平成19(2007)年2月からの海洋投入処分の禁止に伴い、海洋投入はなくなりました。し尿等の量および水洗化・非水洗化人口の推移は図1-2-4のとおりであり、し尿等の量は長期的には減少傾向を示しています。その一方で水洗化人口は増加していますが、水洗化人口割合92.5%は、全国水準(平成25(2013)年度全国平均:93.5%)に比べると低い水準となっています。

図1-2-3 し尿等処理内訳(平成25年度)

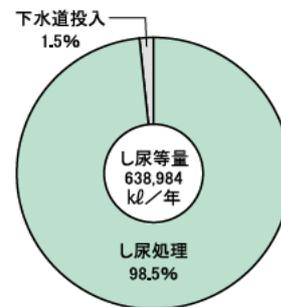
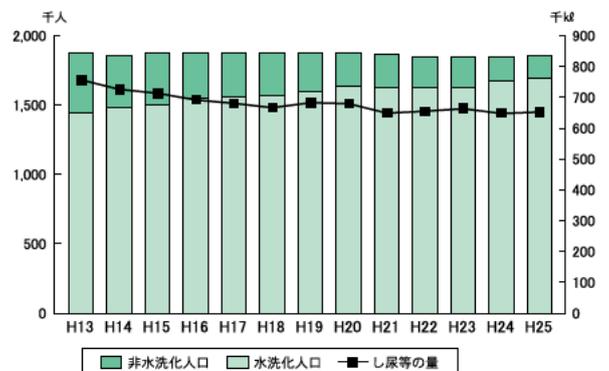


図1-2-4 し尿等の量および水洗化・非水洗化人口の推移



(注1) 国におけるごみ総排出量の集計方法の見直しに合わせて、平成17年度からごみ総排出量の集計方法を次のとおり見直すとともに、過去のデータも含めて修正しています。

【平成16年度まで】

ごみ総排出量=計画収集量+直接搬入量
+自家処理量

【平成17年度から】

ごみ総排出量=計画収集量+直接搬入量
+集団回収量

(注2) 平成16年度までの集計方法による平成25年度の実績は、948 g/人・日です。

(注3) 災害廃棄物を含みます。

第1章 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり

1章2節

● 循環型社会の構築（廃棄物対策の推進）

(3) リサイクルの状況

一般廃棄物のリサイクルについて、RDF化や焼却灰の資源化等により、本県における資源化率は近年、徐々に伸びており、平成25（2013）年度で30.4%であり、全国平均20.6%を大きく上回り、全国で最も高い水準を維持しています。

また、平成9（1997）年4月から缶類、びん類、ペットボトル等7品目を対象に施行され、平成12（2000）年4月から本格施行された容器包装リサイクル法に基づく県内市町の分別収集状況は表1-2-1のとおりです。

表1-2-1 容器包装分別収集実施市町村数および収集量

品目	平成24(2012)年度		平成25(2013)年度		平成26(2014)年度	
	市町村数 (H24.4.1時点総数29)	収集量(t)	市町村数 (H25.4.1時点総数29)	収集量(t)	市町村数 (H26.4.1時点総数29)	収集量(t)
無色ガラスびん	29	4,919	29	4,813	29	4,525
茶色ガラスびん	29	4,523	29	4,539	29	4,195
その他ガラスびん	28	1,489	28	1,548	28	1,530
ペットボトル	29	3,078	29	3,121	29	2,863
スチール缶	26	1,448	26	1,091	26	1,031
アルミ缶	26	865	26	779	26	722
飲料用紙パック	26	185	26	200	25	143
その他プラスチック製容器包装	24	11,059	24	12,840	24	12,877
うち白色トレイ	12	56	13	65	13	70
その他紙製容器包装	10	332	15	417	8	370
段ボール	28	7,872	29	7,449	28	5,643

1-2 ごみゼロ社会実現プラン

本県では、「ごみゼロ社会実現に向けた基本方針」（平成15（2003）年11月25日公表）に基づき、県民参画のもと、平成17（2005）年3月に「ごみゼロ社会実現プラン」を策定し、平成23（2011）年3月に改定しました。

このプランは目標年度の平成37（2025）年度のごみゼロ社会実現に向け、廃棄物の減量・適正処理に関する数値目標を定め、目標達成のために県民、事業者、市町、県など多様な主体それぞれが自己の責任と役割に基づき、主体的あるいは互いに連携、協働して取組を行うこととしています。

表1-2-2 ごみゼロプランの目標値
(最終目標年度:平成37(2025)年度)

一般廃棄物

(1) ごみ減量化

① 発生・排出抑制に関する目標

指標名	実績 (2013年度)	数値目標	
		中期 (2015年度)	最終目標 (2025年度)
ごみ排出量削減率 (対2002年度実績)	家庭系ごみ 15.4% 事業系ごみ 27.9%	家庭系ごみ 20% 事業系ごみ 35%	家庭系ごみ 30% 事業系ごみ 45%

参考：2002年度実績 → 2025年度目標
家庭系535千t → 375千t
事業系252千t → 139千t

② 資源の有効利用に関する目標

指標名	実績 (2013年度)	数値目標	
		中期 (2015年度)	最終目標 (2025年度)
資源としての再利用率	15.5%	22%	50%

参考：2002年度実績 → 2025年度目標
14.0% → 50%

③ ごみの適正処分に関する目標

指標名	実績 (2013年度)	数値目標	
		中期 (2015年度)	最終目標 (2025年度)
ごみの最終処分量	50,042t (対2002年度約67%減)	55,000t (対2002年度約63%減)	0t

参考：2002年度実績 → 2025年度目標
151,386t → 0t

(2) 多様な主体の参画・協働

指標	調査結果 (2010年度)	数値目標	
		中期 (2015年度)	最終目標 (2025年度)
④ものを大切に長く使おうとする県民の率	59.4%	90%	100%
⑤環境に配慮した消費行動をとる県民の率	41.3%	90%	100%
⑥食べ物を粗末にしないよう心がけている県民の率	47.3%	90%	100%
⑦ごみゼロ社会実現プランの認知率	36.8%	100%	100%

1-3 ごみの減量化とリサイクルの推進

(1) 「ごみゼロ社会実現プラン」の推進

地域で活動する県民、NPO等、事業者のネットワーク化の推進やプランの周知等に取り組むとともに、プランを推進する取組について適切にマネジメントを行いました。

(2) ごみ減量化の促進

地域で活動するNPO団体や事業者、市町と連携して、小学校でごみの分別や生ごみの減量化についての環境教育（出前授業）を実施し、子どもたちのごみに関する意識の醸成を図りました。

また、ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」を活用し、イベントへの参加やFacebookへの投稿により県の取組についてPRを行いました。

(3) リサイクル製品の利用推進

三重県リサイクル製品利用推進条例に基づきリサイクル製品の認定を進めるとともに、県の公共工事等における使用・購入に努めました。

（平成27（2015）年3月末の製品認定数：83製品）

また、認定手続きにおける不正行為の再発防止とリサイクル製品の品質および安全性の確保を図るため、平成18（2006）年3月に条例の改正を行いました。その後、平成21（2009）年3月に条例を、同年12月に規則を見直し、その運用により、認定リサイクル製品の品質・安全性の確保に努めています。

(4) 市町における分別収集の推進

容器包装リサイクル法に基づく市町の第7期分別収集計画（計画期間：平成26（2014）年度から平成30（2018）年度）の推進を図りました。

(5) 使用済み自動車等の適正処理の推進

使用済み自動車の再資源化等に関する法律に基づく許可および登録事務を厳正かつ速やかに行うとともに、関連事業者への使用済み自動車の引き取りや引渡しに関する指導を行い、使用済み自動車の適正な処理および資源の有効利用等の確保に努めました。

なお、平成26（2014）年度末における許可および登録業者数は引取業者1,064、フロン類回収業者280、解体業者144、破砕業者（破砕前処理工程のみ）29となっています。（四日市市分を含む。）

(6) RDF化処理の安全性の確保

ごみ処理の広域化と未利用エネルギーの有効利用を図るごみのRDF化について、製造施設の安全管理に対する技術的支援に努めました。

表1-2-3 RDF化施設整備状況

市町村等	規模	稼働年数	現状
紀北町 (旧海山町)	20t/日	H11年度	稼働中
香肌奥伊勢資源化 広域連合	44t/日	H13年度	稼働中
桑名広域清掃 事業組合	230t/日	H14年度	稼働中
伊賀市	135t/日	H14年度	稼働中
南牟婁清掃 施設組合	23t/日	H14年度	稼働中
紀北町 (旧紀伊長島町)	21t/日	H14年度	稼働中

1-4 一般廃棄物の適正処理の推進

(1) 一般廃棄物処理施設の状況

① ごみ処理施設

平成25（2013）年度末におけるごみ処理施設は、11市4町5事務組合等に28施設（建設中、休廃止施設を除く。）が設置されており、県全体の処理能力合計は2,584 t/日です。

表1-2-4 ごみ処理施設数等（平成25年度末）

施設種別	焼却処理施設ごみ			ごみ 燃料化 施設	合計
	全連続	准連続	バッチ		
施設数	9	0	12	7	28
処理能力 (t/日)	1,770	0	329	485	2,584

② 粗大ごみ処理施設

平成25（2013）年度末における粗大ごみ処理施設は、7市1町3事務組合等に13施設（建設中、休廃止施設を除く。）が設置されており、県全体の処理能力合計は508 t/日です。

第1章 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり

1章2節

●循環型社会の構築（廃棄物対策の推進）

表1-2-5 粗大ごみ処理施設数等（平成25年度末）

施設種別	破碎施設	圧縮施設	併用施設	計
施設数	10	0	3	13
処理能力 (t/日)	464	0	44	508

③ 埋立処分地施設

平成25（2013）年度末における埋立処分地施設は、13市7町3事務組合等に37施設（残余容量のない施設を除く。）が設置されており、埋立地面積833,576㎡、全体容量7,659,731㎡です。残余容量は1,321,493㎡となっており、その残余年数は、年間埋立量61,468㎡から推定すると約21.5年分となっています。

表1-2-6 埋立処分地施設数（平成25年度末）

施設種別	山間	平地	計
施設数	32	5	37
全体容量 (㎡)	7,258,596	401,135	7,659,731
残余容量 (㎡)	1,260,849	60,644	1,321,493

(2) ごみの収集および処理の状況

① 収集形態

ごみの収集運搬業務の内訳は、市町（事務組合を含む。）の直営または委託が417,421 t/年と収集量全体の73.4%を占め、残りの151,167 t/年が許可業者となっています。なお、災害廃棄物が63 tありました。

表1-2-7 ごみの収集形態（平成25年度）

区分	収集量	比率 (%)
市町・組合による収集	直営	161,079 t/年 28.3
	委託	256,342 t/年 45.1
	小計	417,421 t/年 73.4
許可業者による収集	151,167 t/年 26.6	
計	568,588 t/年 100.0	
災害廃棄物	63 t/年 0.0	
合計	568,651 t/年 100.0	

② 処理形態

平成25（2013）年度のごみ処理量は634,007 t/年で、平成24（2012）年度に比べて3,807 t/年（0.6%）減少しています。ごみ処理の内訳は直接焼却が412,954 t/年（65.1

%）、直接埋立が27,242 t/年（4.3%）、直接資源化が40,827 t/年（6.4%）などとなっています。

(3) 一般廃棄物処理施設の整備促進

廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するため、市町等が策定する循環型社会形成推進地域計画において、一般廃棄物処理施設が計画的に整備されるよう助言等を行いました。

1-5 し尿処理体制の整備の推進

下水道等の整備に伴い、一般廃棄物処理業者が受ける影響の緩和と適切な一般廃棄物処理事業の遂行がなされるよう、合理化事業について関係市町に対する助言を行いました。

2 産業廃棄物の3Rの推進

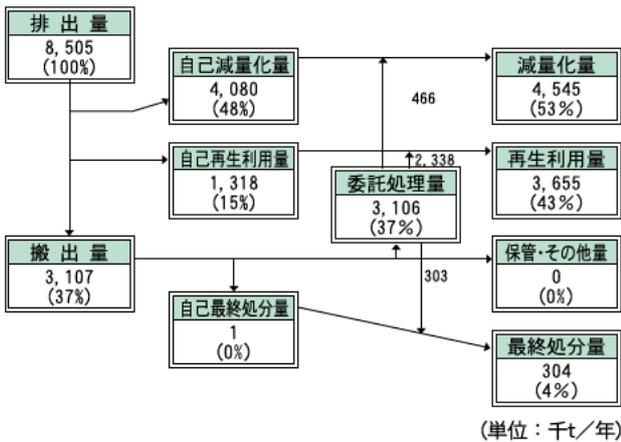
2-1 産業廃棄物の排出と処理の状況

本県では、おおむね5年ごとに産業廃棄物に関する実態調査を行っています。

平成25（2013）年度の1年間に三重県内で排出された産業廃棄物は8,505千トンで、その処理状況の概要は図1-2-5のとおりとなっています。

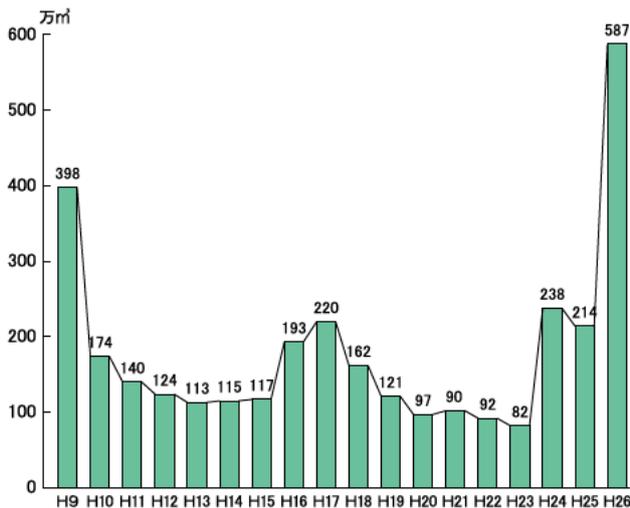
また、産業廃棄物最終処分場の残余容量の推移は図1-2-6のとおりです。

図1-2-5 排出および処理状況の概要（平成25年度）



(注) 千トン未満を四捨五入しているため、総数と個々の合計とは一致しないものがあります。

図1-2-6 最終処分場の残余容量の推移

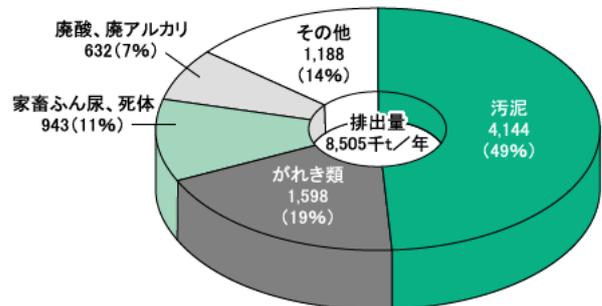


(1) 種類別の排出状況

排出量を種類別にみると、汚泥（49%）が最も多く、次いでがれき類（19%）、家畜ふん尿（11%）となっており、この3種類で全体の79%を占めています。

なお、汚泥は排出される時点においては水分を含み多量ですが、脱水、乾燥、焼却等の処理により大幅に減量されます。このため、搬出量でみるとがれき類が最も多くなります。

図1-2-7 種類別の排出量（平成25年度）

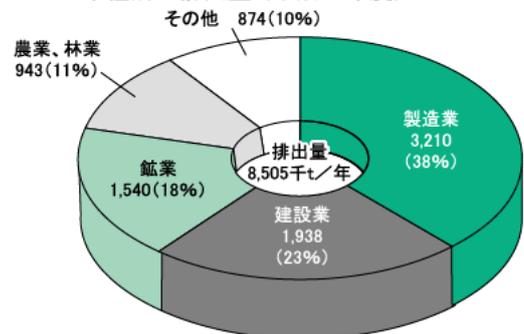


(2) 業種別の排出状況

排出量を業種別にみると、製造業（38%）が最も多く、次いで建設業（23%）、鉱業（18%）、農業、林業（11%）となっており、この4業種で全体の約90%を占めています。

なお、製造業から発生する産業廃棄物の約35%を占める汚泥は、自己中間処理により大幅に減量されるため、搬出量（3,107千t/年）でみると建設業が1,830千t/年となり最も多い業種となります。

図1-2-8 業種別の排出量（平成25年度）



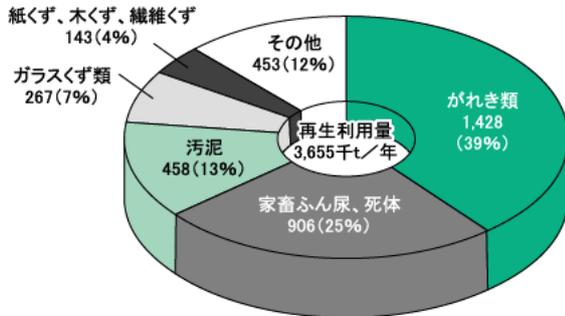
(3) 種類別の再生利用の状況

再生利用量は3,655千t/年となっており、総排出量の43%を占めています。

種類別にみると、がれき類（39%）が最も多く、以下、家畜ふん尿（25%）、汚泥（13%）等となっています。

再生利用量は自己中間処理後再生利用量298千t/年、委託中間処理後再生利用量3,244千t/年、自己未処理自己再生利用量113千t/年に区分されます。

図1-2-9 種類別の再生利用量（平成25年度）



2-2 廃棄物処理計画の策定

本県では廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法という。）に基づき、平成23（2011）年3月に平成23（2011）年度から平成27（2015）年度までを計画期間とした「三重県廃棄物処理計画」を策定しました。本計画では、循環型社会の形成に向け、県内における廃棄物の現状や課題をふまえ、低炭素社会や自然共生社会に向けた取組とも連携しつつ、さらに3Rと適正処理を推進することとしています。

また、計画のめざす基本的な方向を次のとおり定めています。

- 1 ごみゼロ社会の実現
- 2 産業廃棄物の3Rの推進
- 3 産業廃棄物の適正処理の確保
- 4 産業廃棄物処理に関する監視強化と不適正処理に対する是正の推進

廃棄物処理計画の目標値

（目標年度：平成27（2015）年度）

産業廃棄物

- ・ 排出量 8,978千t
（平成20（2008）年度9,577千tに対して6%削減）
- ・ 再生利用率 43.7%
（平成20（2008）年度40.6%）
- ・ 最終処分量 179千t
（平成20（2008）年度420千tに対して57%削減）

2-3 産業廃棄物の減量化とリサイクルの推進

(1) 企業および排出事業者等への支援

産業廃棄物税を財源として、企業間連携による再資源化に向けた取組や、排出事業者による発生抑制・再生・減量化の研究、技術開発に対する支援等を行っています。平成24（2012）年度産業廃棄物の処理実績に基づく平成25（2013）年度の税収は約1億5千4百万円でした。

(2) 家畜排せつ物の堆肥化等の促進

家畜ふん尿については、悪臭や水質汚濁等の環境問題の原因となりますが、適切な堆肥化処理により有機質肥料等としての利用が可能となります。

畜産経営に起因する環境問題の解決や未然防止のため、家畜排せつ物法に基づき、適切な堆肥化処理が実施されるよう畜産農家への立入検査を実施するとともに、耕種部門との連携による適正な農地還元を推進しました。

(3) 公共事業における建設副産物の再生利用の推進

公共工事の実施にあたり、建設廃棄物の発生量の抑制・適正処理とともに再利用を中心とする適切な循環・処理系を形成することが求められています。

このため、本県では建設副産物情報交換システムを活用し建設副産物の発生・利用状況を把握するとともに、再生砕石、再生アスファルト等の利用を推進しました。

(4) 建設廃棄物の再資源化等の促進

建設リサイクル法に基づき、建設物の解体・新築に伴い発生する特定建設資材廃棄物の分別と再資源化を促進するため、必要な情報提供を行い、再生資材の利用推進を図りました。

(5) 事業所や行政等と連携して取り組むグリーン購入

グリーン購入の取組を促進するために、平成15（2003）年1月に県内の事業者、団体、行政機関により設立された「みえ・グリーン購入倶楽部」と連携し、セミナーを開催するなど普及啓発を行いました。（平成27（2015）年3月末現在：参加組織数87）

東海三県一市の広域連携で、事業者・団体・行政と協働して消費者に対する啓発キャンペーンを展開しました。（キャンペーン：平成26（2014）

年10月15日からの1ヶ月間、東海三県一市内3,910店舗 うち三重県内590店舗)

(6) 下水道汚泥の有効利用

平成26(2014)年度末に県内で稼働中の下水処理施設は、流域下水道の5処理場を含めて32処理場があり、その汚泥発生量は、脱水ケーキベースで66.74千t/年です。このうち、97.5%にあたる65.10千t/年をセメント原料、緑農地への利用等に有効利用しました。

(7) 浄水場の汚泥の有効利用

企業庁の9浄水場において浄水処理に伴って発生した汚泥約5,070m³のうち、平成26(2014)年度に約4,410m³を、園芸用培土(約600m³)、グラウンド改良材(約1,480m³)、埋め戻し材(約2,330m³)として有効利用しました。

3 産業廃棄物の適正処理の確保

3-1 産業廃棄物の適正処理の推進

(1) 産業廃棄物処理施設の状況

本県における産業廃棄物中間処理施設は524施設あり、北勢地域に多く立地しており、処理種別では、汚泥の脱水施設やがれき類等の破碎施設が多く、最終処分場は安定型、管理型を合わせて33施設となっています。

表1-2-8 産業廃棄物処理施設の地域別設置状況

(平成27年3月31日現在)

地域事務所名	設置数	
	中間処理施設	最終処分場
桑名	84	6 (2)
四日市(四日市)	113	12 (4)
鈴鹿(鈴鹿)	45	3 (3)
津	69	3 (2)
松阪	40	4 (1)
伊勢	42	1 (1)
伊賀	83	4 (3)
尾鷲	21	0 (0)
熊野	14	0 (0)
本庁(県外移動式施設)	13	—
計	524	33 (16)

注1) 最終処分場の()内は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の許可を受けた施設のうち、埋め立て中のものを示します。

表1-2-9 産業廃棄物処理施設の種別設置状況

・中間処理施設

(平成27年3月31日現在)

施設の種別		設置数	
中間処理施設	汚泥の脱水施設	143	
	汚泥乾燥施設	汚泥の乾燥施設(機械)	8
		汚泥の乾燥施設(天日)	4
	小計	12	
	廃油の油水分離施設	5	
	廃酸・廃アルカリの中和施設	2	
	水銀を含む汚泥のばい焼施設	0	
	廃石棉等又は石棉含有廃棄物の熔融施設	2	
	廃プラスチック類の破碎施設	70	
	木くず又はがれき類の破碎施設	217	
	焼却施設	汚泥の焼却施設	18
		廃油の焼却施設	17
廃プラスチック類の焼却施設		18	
PCB廃棄物の焼却施設		0	
焼却施設(汚泥、廃油、廃プラ、PCBを除く)		20	
小計		73	
計	524		

注1) 設置数は複数の機能を持つ施設については、それぞれの項目で積算した延べ数です。(例: 汚泥と廃油の焼却施設1基→汚泥の焼却施設1、廃油の焼却施設1)。

(2) 家畜排せつ物の適正処理の推進

家畜排せつ物法に基づき、家畜ふん尿の処理施設の管理基準を遵守し、適切な堆肥化処理が行われているかを確認するために、畜産農家に立入検査を実施しました。

(3) 公共事業に伴い発生する廃棄物の適正処理の推進

県や市町などの公共工事発注機関は発生量の抑制・再利用を推進するとともに、適正処理の徹底を図りました。

(4) 優良産廃処理業者認定制度

平成22(2010)年の廃棄物処理法の改正により、平成18(2006)年度から運用してきた「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」に替わり、新たに「優良産廃処理業者認定制度」が創設されました。

この制度は、「遵法性」、「事業の透明性」、「環境配慮の取組の実施」、「電子マニフェストの利用」、「財務体質の健全性」という5つの基準に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事が認定し、認定を受けた優良認定処理業者については、通常5年の許可の有効期間を7年とするなど特例を付与するというもので、平成23(2011)年度から施行されています。

第1章 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり

1章2節

●循環型社会の構築（廃棄物対策の推進）

表1-2-10 優良認定処理業者の認定件数

(平成27年3月31日現在)

許可区分	優良基準適合事業者数		
	県外事業者	県内事業者	計
産業廃棄物収集運搬業	117	33	150
産業廃棄物処分業	0	23	23
特別管理産業廃棄物収集運搬業	69	20	89
特別管理産業廃棄物処分業	0	6	6
計	186	82	268

本県における優良認定処理業者の認定件数は表1-2-10のとおりです。

(5) 電子マニフェストの利用促進

電子マニフェストは、産業廃棄物の排出事業者や処理業者にとって、廃棄物に係る情報管理の合理化および情報の偽造防止が図られるメリットがあり、法令遵守の面で優れていることなどから、その普及が強く求められています。

電子マニフェストシステムの利用には、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者すべてが、システムに加入している必要があるため、関係団体に導入の働きかけを行うなどの普及啓発により、電子マニフェストの活用率は約34.1%（平成25（2013）年度）になりました。

表1-2-11 電子マニフェストシステム加入事業者数

(平成27年3月31日現在)

事業者区分	加入事業者数
排出事業者	1,608
収集運搬業者	334
処分業者	169
合計	2,111

(6) PCB廃棄物の適正処理の推進

ポリ塩化ビフェニル（PCB）が含まれるトランスやコンデンサなどのPCB廃棄物は、長期間の保管における紛失など、環境への影響が懸念されていることから、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、保管事業者は平成28（2016）年7月までにPCB廃棄物を適切に処分することが義務付けられました。これらを処理する拠点的広域処理施設として日本環境安全事業株式会社（平成26（2014）年12月に中間貯蔵・環境安全事業株式会社へ商号変更）（JESCO）豊田事業所が設置され処理が進められてきました。

しかし、PCB廃棄物の処理の進捗の遅れなど

の理由から平成24（2012）年12月に政令が改正され、処分の期間が平成39（2027）年3月末まで延長されました。また、平成26（2014）年6月には国が定める「PCB廃棄物処理基本計画」が改正され、これまで処理先が未定であった東海4県の安定器等・汚染物の処理がJESCO北九州事業所で行われることが位置付けられました。

PCB廃棄物を保管している者は、当該PCB廃棄物を処分するまでの間、適正に保管するとともに、毎年、県に対しての届出が義務付けられており、平成26（2014）年度（平成25（2013）年度実績）には1,067事業場から届出がありました。

表1-2-12 PCB廃棄物保管届出状況（平成25年度）

PCB廃棄物の種類	事業場数	数量	
高圧コンデンサ	599	5,975	台
低圧コンデンサ	142	17,286	台
高圧トランス	106	404	台
低圧トランス	15	176	台
柱上トランス	7	71,255	台
安定器	321	79,487	台
廃油	99	152,266	t
汚染布	59	14,4772	t
その他機器	531	9,945	台
その他	74	248,451	t

※事業場数は種類・単位ごとにカウントしています。

※「安定器」は、主として事務用の蛍光灯に用いられていたものです。

※「その他機器」には、コイル、整流器、「その他」には、汚染汚泥、ノーカーボン紙などが含まれています。

※廃油、汚染布、その他については1kgとして換算

(7) 自主情報公開の推進

産業廃棄物の発生・排出抑制およびリサイクルを推進するため、環境技術指導員を配置し、産業廃棄物の多量排出事業者等に対して、産業廃棄物の処理計画の策定等に関するマニュアルに基づいた計画策定と自主的な情報公開を指導しました。

その結果、平成25（2013）年度排出実績での適正管理計画書等の策定事業所数は757社となりました。

4 監視強化と不適正処理に対する是正の推進

4-1 不適正処理の未然防止

(1) 不法投棄の状況

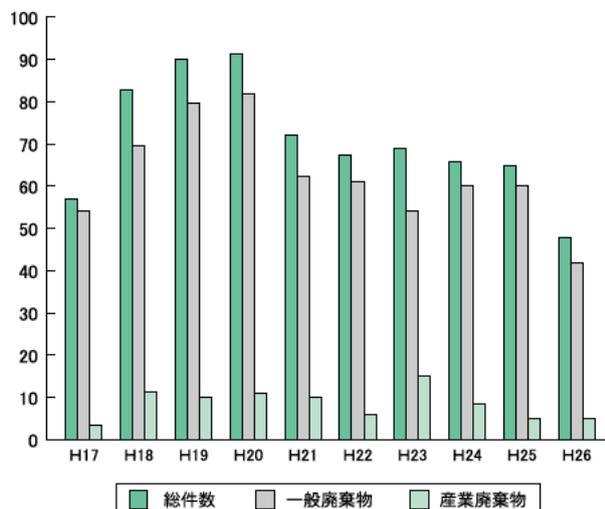
大部分の産業廃棄物は、排出事業者自らまたは許可業者への委託により適正に処理されており、不法投棄等の不適正処理事案は平成15（2003）年度の92件をピークに徐々に減少傾向にありましたが、平成25（2013）年度（14件）、平成26（2014）年度（19件）と増加してきており、依然として後を絶たない状況です。

また、一般廃棄物の不法投棄も、産業廃棄物に比べると個々の量は少ないものの、道路、河川、山林等で多く発生しています。

不法投棄・不適正処理の状況を公害事犯に関する検挙件数で見ると、その推移は図1-2-10のとおりであり、近年の産業廃棄物に係る検挙件数は20件以内で推移しています。

なお、平成26（2014）年の産業廃棄物の不法投棄等に関する検挙件数は5件でした。

図1-2-10 廃棄物の不法投棄・不適正処理に係る検挙件数の推移



(2) 廃棄物の苦情等の状況

廃棄物に係る苦情発生状況は、表1-2-13および表1-2-14に示すとおりであり、その苦情の内容は、野外焼却や大気汚染に関するもののほか、不法投棄等の不適正処理行為などに関するものとなっています。

表1-2-13 廃棄物に係る苦情発生件数

発生源の施設の種類 年度	ごみ処理場	し尿処理場	産業廃棄物	計
H22	2	0	162	164
H23	1	0	126	127
H24	0	0	105	105
H25	0	0	134	134
H26	0	0	110	110

表1-2-14 廃棄物に係る苦情発生内容（平成26年度）

（カッコ内は平成25年度）

苦情内容 発生源の施設の種類	大気汚染	水質汚染	悪臭	ねずみ・昆虫	騒音	その他	合計
ごみ処理場	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
し尿処理場	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
産業廃棄物	21 (18)	7 (4)	9 (6)	1 (0)	1 (2)	71 (104)	110 (134)
計	21 (18)	7 (4)	9 (6)	1 (0)	1 (2)	71 (104)	110 (134)

(3) 廃棄物処理施設等における不適正処理の状況

平成26（2014）年度の廃棄物処理施設等への立入検査の実施状況は表1-2-15に示すとおりであり、違反発生件数は2,247件で、前年度より減少しました。うち産業廃棄物に関する違反は1,705件あり、その違反内容の大部分は、保管基準違反、処理基準違反等となっています。

第1章 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり

1章2節

● 循環型社会の構築（廃棄物対策の推進）

表1-2-15 立入検査実施状況（平成26年度）

（カッコ内は平成25年度）

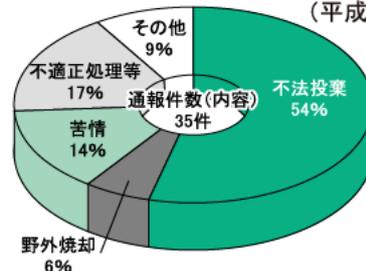
検査対象	立入検査件数	違反発生件数	措置					
			改善・措置命令	取消・停止命令	始末書提出	告発	文書指導	その他口答等
一般廃棄物処理施設	85 (130)	12 (12)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (3)	12 (7)
産業廃棄物排出事業所	1,992 (2,175)	890 (939)	0 (3)	0 (0)	4 (20)	0 (0)	72 (65)	817 (858)
産業廃棄物処理業者	2,180 (2,184)	815 (962)	0 (0)	3 (6)	10 (15)	0 (0)	29 (55)	782 (886)
その他	826 (976)	530 (457)	0 (0)	0 (0)	4 (1)	0 (0)	42 (54)	474 (400)
計	5,083 (5,465)	2,247 (2,370)	0 (3)	3 (6)	18 (36)	0 (0)	144 (177)	2,085 (2,151)

欠格要件（他府県の取り消し等）の許可取消は、含めていない。

（4）監視・指導の強化

- ① プライオリティ（優先度）の設定による効率的な監視活動を実施するとともに、不法投棄等に対しては、スピード感を重視した是正措置を行っています。また、不法投棄事案の発生場所付近や市町から要望のあった場所等に不法投棄監視カメラを設置して重点的に監視しました。
- ② 県民から広く不適正処理などの情報を入手する目的で、廃棄物ダイヤル110番、ファックス110番およびメール110番による通報制度を設け、県民等からの不法投棄情報に迅速、的確に対応を行い、早期是正を図っています。また、森林組合に加えて、民間事業所8社と情報提供協定を締結し、不法投棄の情報を入手する体制を整えています。
なお、平成26（2014）年度の廃棄物ダイヤル110番への通報内訳は図1-2-11のとおりであり、通報件数（内容）は35件で（32件を解決）、不法投棄、野外焼却に関するものが60%を占めていました。
- ③ 土日祝日および早朝の巡回監視については、県職員による休日等監視のほか、民間警備会社に業務委託（1年間）を行い、より間隙のない監視活動を行っています。
- ④ 広域にわたる不法投棄に対応するために、近隣府県（岐阜県、滋賀県）と連携した監視や環境省中部地方環境事務所や東海3県1市との合同監視を実施しています。
- ⑤ 一般社団法人三重県産業廃棄物協会と協働して、不法投棄を許さない社会づくりフォーラムを開催しました。

図1-2-11 廃棄物ダイヤル110番通報内容（平成26年度）



4-2 過去の不法投棄等の是正措置

生活環境保全上の支障等が生じている4つの産業廃棄物の不適正処理事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）については、産廃特措法による国の支援を得て、平成25（2013）年度から恒久対策を実施しています。平成34（2022）年度までに完了するよう、着実に恒久対策を進めていきます。

①四日市市大矢知・平津事案

廃棄物の飛散流出や雨水浸透の防止のため、覆土および排水対策を実施します。平成26（2014）年度は、処分場入口側の調整池および処分場天端部への進入路等の設置工事を実施しました。また、中溜池側等の調整池および管理用道路の設置工事を行うにあたり、用地測量を進めました。

②桑名市源十郎新田事案

PCB（ポリ塩化ビフェニル）やVOC（揮発性有機化合物）を含む廃油の拡散防止を図りつつ、一部掘削を伴う廃油の回収・処理を実施します。平成26（2014）年度は、既設の集油管等による廃油の回収・処理を行うとともに、鋼矢板の設置工事および廃棄物保管庫等の付帯施設の整備を実施しました。

③桑名市五反田事案

地下水の浄化措置を継続しつつ、1,4-ジオキサン等の高濃度箇所の掘削・除去を実施します。平成26（2014）年度は、廃棄物等の選別・ストックヤードを整備するとともに、廃棄物を残置する区域の遮水壁の補強工事および廃棄物等を掘削・除去する区域の土留工事を行いました。

④四日市市内山事案

霧状酸化剤（過酸化水素水）注入により硫化水素の発生抑制を図ったうえで、雨水浸透や廃棄物の飛散流出防止のため、整形覆土工等を実施します。平成26（2014）年度は、廃棄物層内への霧状酸化剤の注入を継続し、硫化水素濃度の低下が確認されたことから、廃棄物の選別ヤードを整備し、整形覆土工事に着手しました。